



暑い日がまだまだ続きますね。みなさんどうお過ごしでしょうか。今回は、副作用で大変な障害を負ってしまったらどうすればよいのか？という話をしたいと思います。

★医薬品副作用被害救済制度とは？★

病院、診療所で処方された医薬品や、薬局などで購入した医薬品を正しく使用したにもかかわらず発生した、入院治療が必要な程度の病気や、日常生活が著しく制限される程度の障害などの健康被害について、救済給付を行う制度のことです。

★全ての健康被害者に給付されるの？★

全てではありません。以下のような場合は対象となりません。

- ① 医薬品の使用目的・方法が適正であったとは認められない場合。
- ② 医薬品の副作用において、健康被害が入院治療を必要とした場合などや、請求期限が経過した場合。
- ③ 対象外医薬品による健康被害の場合（抗がん剤、免疫抑制剤などの一部に対象外医薬品があります。）
- ④ 医薬品の製造販売業者などに明らかに損害賠償責任がある場合。
- ⑤ 救命のためにやむを得ず通常の使用量を超えて医薬品を使用し、健康被害の発生があらかじめ認知されていたなどの場合。
- ⑥ 法律で決められた予防接種を受けたことによるものである場合（予防接種健康被害救済制度があります。）なお、任意に予防接種を受けた場合は対象となりません。

★どこに請求すればいいの？★

給付の請求は本人、もしくはその遺族が、直接、医薬品医療機器総合機構（PMDA）に対して行います。救済給付を請求する場合は、医師の診断書や、処方を行った医師の投薬証明書、あるいは薬局などで医薬品を購入した場合は販売証明書が必要となります。

下に、給付の流れについて分かりやすくしたものを図にしています。

